



目 次

告 示	ペー ジ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 (政策企画課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (")	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (12・8 掲示)	4
○政治団体の設立の届出	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
入札公告	
○一般競争入札(高知県立幡多けんみん病院で使用する電気)の公告 (公営企業局 県立病院課)	5

告 示

高知県告示第793号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年12月16日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

香南加入区

高知県告示第794号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成25年12月高知県告示第724号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年12月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示す

る。

平成29年12月16日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

香南加入区

高知県告示第795号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第41条の3第2項の規定により告示する。

平成29年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成29年12月20日から平成30年3月31日まで

高知県告示第796号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
- 届出者の住所
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ高知駅前店
高知市北本町二丁目1901番
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂

尚登

(変更後)株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(5) 変更年月日

平成28年6月17日

(6) 変更理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年11月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第797号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年12月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社ハマート 代表取締役 二神 昌彦
- 届出者の住所
高知市朝倉甲496番地1
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターハマート朝倉店
高知市朝倉甲496番地1
- 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前)2,500平方メートル
(変更後)2,866平方メートル
イ 駐車場の収容台数
(変更前)92台
(変更後)88台
ウ 駐輪場の収容台数

<p>(変更前) 18台 (変更後) 20台</p> <p>エ 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 3箇所 (変更後) 2箇所</p> <p>(5) 変更年月日 平成30年7月23日</p> <p>2 届出年月日 平成29年11月22日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第798号</p> <p>国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年12月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成29年12月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 平成29年12月1日から平成30年1月31日まで</p> <p>3 作業地域 安芸市東浜、土居及び花園町地内</p> <p>高知県告示第799号</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。</p> <p>平成29年12月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 起業者の名称 室戸市</p> <p>2 事業の種類 室戸市新中部学校給食センター建設事業</p> <p>3 起業地</p> <p>(1) 収用の部分 室戸市浮津柳キ地内</p> <p>(2) 使用の部分 なし</p> <p>4 事業の認定をした理由</p>	<p>平成29年11月7日に室戸市から申請があった室戸市新中部学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。</p> <p>(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について</p> <p>本件事業は、室戸市の中部地域に位置する既存中部学校給食センター及び東部地域に位置する既存東部学校給食センターを統合し、その対象となる地域全てに存する小中学校に学校給食を提供するため、室戸市新中部学校給食センターを建設する事業である。</p> <p>当該施設は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき義務教育諸学校の設置者の任務として設けられる施設であり、衛生的で安全かつ安心な学校給食を提供するとともに、食育を推進するために必要な施設であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。</p> <p>したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について</p> <p>本件事業の起業者である室戸市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。</p> <p>したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について</p> <p>ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について</p> <p>室戸市は、県庁所在地である高知市から約78キロメートル東に位置し、太平洋にV字型に突出した日本八景の室戸岬を中心に東西53.3キロメートルの海岸線を有している。また、南北に山脈が縦走し、海岸近くでは特異な海岸段丘を形成しており、総面積248.30平方キロメートルのうち8割以上を山林が占める人口13,941人（平成29年5月31日現在）の市である。</p> <p>室戸市には、現在、小学校7校、中学校5校の合わせて12校の市立学校があり、平成29年5月1日現在で小学生422人、中学生201人の計623人の児童生徒が在籍している。地域別では、中部地域に小学校3校、中学校1校、東部地域に小学校1校、中学校1校、また、西部地域には小学校3校、中学校3校となっている。</p> <p>中部地域には、中部学校給食センターが昭和49年度に、自校方式の給食施設として室戸小学校に併設した形で整備され、平成18年度からは室戸中学校1校を除く中部地域の小学校全3校への給食提供を開始しており、現在に至っている。当該施設は築42年が経過しており、建</p>	<p>物や施設内設備の老朽化が著しいうえに、現在の学校給食衛生管理基準を満たしていないことから、早急な対策が必要となっている。</p> <p>東部地域には、東部学校給食センターが同じく昭和49年度に、佐喜浜小学校に併設して整備され、ピーク時には分校を含む小学校4校、中学校2校に給食提供していたが、昨今の急速な少子化による児童生徒数の減少や学校の統廃合により、現在は小中学校2校への給食提供のみとなっている。当該施設についても築42年が経過しており、建物や施設内設備の老朽化が著しく、こちらも学校給食衛生管理基準を満たしていないため、早急な対策が必要となっている。</p> <p>一方、西部地域では、近年まで学校給食が未実施であったが、栄養バランスの偏りや地域の食文化喪失に対する危惧及び保護者からの強い要望を受け、平成27年度に吉良川小学校に隣接して西部学校給食センターを整備し、小中学校6校に給食提供している状況である。</p> <p>これらの状況の中、市では早急な対応が必要とされる中部及び東部学校給食センターの新築の検討を開始した。</p> <p>また、現在、市内で唯一の学校給食未実施校となっている中部地域の室戸中学校においては、これまで保護者からの反対意見もあり、給食提供が行われなかった経過があるが、今日の給食の重要性や食育推進の風潮の高まり及び共働き家庭の増加に伴う弁当給食による家事の負担増などにより、保護者の意識にも変化がみられ、学校給食実施に向けた強い要望が上がるようになり、平成24年度には保護者や学校関係者で組織する学校給食検討委員会が立ち上がり、当委員会から給食実施に向けた答申が市に出された。これを受け、平成25年9月議会において、教育長が中部学校給食センターの整備に合わせ、室戸中学校への学校給食導入を表明し、これにより市内全ての小中学校12校での学校給食完全実施の方針が固められた。</p> <p>老朽化が著しい中部及び東部学校給食センターについては、耐用年数31年を大きく経過しており、耐震基準を満たしておらず、大規模な耐震改修工事が必要とされる。しかし、それぞれの学校給食センターを既存の学校敷地内へ建替える場合、現行の学校給食衛生管理基準に合わせ、各部屋作業単位の区分による間仕切り壁や前室等を新たに設置することとなれば、敷地面積の不足が生じ、新たな用地取得が必要となる。</p> <p>また、中部及び東部学校給食センターの2施設は、西部学校給食センターとは異なり、高知県が平成24年に公表した南海トラフの巨大地震による津波浸水予測区域内</p>
--	---	---

に位置しており、大地震等の津波による災害時には、緊急的な食料供給は行えない環境にあることも大きく問題視されている。

これらのことを踏まえ、室戸市教育委員会が協議した結果、それぞれで土地の不足分を取得し個々に建替えを行うことは、経済性及び合理性に欠けること、津波浸水予測区域を避けること、また、早期に学校給食衛生管理基準に沿った給食提供を行わなければならないこと、更には、東部地域における児童生徒数の減少が大きいことなどの理由から、統合して1つの施設を中部地域の新たな場所に建設することを、市として平成29年3月に決定し、学校関係者及び保護者に周知を行ったところである。

本件事業により整備する新中部学校給食センターは、老朽化した既存の中部及び東部学校給食センターの2施設を統合し、現行の耐震基準、建築基準及び学校給食衛生管理基準に基づく施設とし、既存中部学校給食センターの給食提供分290食程度に加え、新たに学校給食を導入する室戸中学校の130食程度と、既存東部学校給食センターの給食提供分80食程度を合わせた500食程度を賄うこととしている。

一方、解体する既存の中部及び東部学校給食センターの跡地については、解体後、その敷地を有効活用することとしており、それぞれ併設していた室戸小学校及び佐喜浜小学校の敷地に、これまで設けていなかった給食の受配室等を新設することとしている。これにより、新中部学校給食センターから配送された給食の受取等が衛生的かつスムーズとなることが期待されている。

新中部学校給食センターによる給食提供開始の時期は、中部地域に存する4校については、施設の完成に合わせて平成31年度の2学期からを予定している。残る東部地域の2校については、スムーズな移行を図るため、新中部学校給食センターの運用が一定経過し、安定する頃が望ましいことや、保護者や学校給食検討委員会の意向である既存東部学校給食センターのできる限りの運用継続の要望に少しでも応えることとし、ある一定の期間をとり平成32年度の1学期からを予定している。

本件事業の起業地は、室戸市の中心市街地の津波浸水予測区域外に位置し、中部及び東部地域の給食提供対象校に、調理後2時間以内の喫食が可能であり、給食提供校の中で食数が最大である室戸小学校に隣接する場所としている。また、大規模災害時には医療救護所に位置付けられる保健福祉センターや災害対策本部が設置される室戸市役所にも近い場所としており、非常災害時には配食拠点施設の機能を有し、600食の炊飯を3回行えるこ

とを想定している。また、食育推進の拠点施設として機能するように、調理工程を見学できるルートや見学窓の設置も予定している。

本件事業は、現行の耐震基準、建築基準及び学校給食衛生管理基準に基づき、児童生徒の心身の健全な発達、食育の推進、安全・安心に配慮した学校給食を提供する施設を設置するものであり、地域に大きく貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である室戸市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、室戸市は、本件事業の施行において、起業地の周辺環境に及ぼす影響は極めて少ないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地として、給食提供対象校に効率的に配送することを前提として、交通の便が良く、かつ、津波浸水予測区域外を必須条件に、室戸市中心部において3箇所の候補地を選定し、更に面積、合理性、経済性及び早期実現性等も含め、あらゆる角度から適地性についての比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、排水施設の施工が最も容易であり、加えて最も早期に実現可能であることから、最適であると判断される。

このことから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業により建設される施設面積は、学校給食衛生管理基準に定められた学校給食施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる

利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、老朽化した既存施設が、現行の耐震基準及び学校給食衛生管理基準を満たしておらず、早急な対策が望まれている。児童生徒への安全・安心な給食の提供を考慮したうえで、利用者及びその関係者、また、地域社会を含めた食育や食文化の推進のためにも、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
室戸市役所

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第107号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

「	〃	下家地集会施設	四万十市西土佐下家地612番地	〃
---	---	---------	-----------------	---

を

「	〃	下家地集会施設	四万十市西土佐下家地612番地	〃
」	〃	具同体育センター	四万十市具同5493番地1	平成29年12月8日

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月19日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
窪田和教後援会	山中 英男	白瀧 俊英	高岡郡中土佐町大野見吉野925	平29・11・27

高知県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月19日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	公明党高知総支部 （山根 堂宏）	異動なし	高木 妙	異動なし	平29・11・22
新			西森 美和		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	田野正利後援会 （東 宣雄）	木戸 孝人	異動なし	異動なし	平29・10・28
新					

旧	大石教政後援会 (大石 睦)	古田 三 千春	異動なし	異動なし	平29 ・11 ・13
新		大石 睦			
旧	浜のりし後援会 (濱 哲夫)	坂本 明	浜 哲夫	異動なし	平29 ・11 ・13
新		濱 哲夫	濱 恵子		
旧	沢山保太郎後援 会 (澤山 保太 郎)	異動なし	異動なし	安芸郡東 洋町河内 40番地1	平29 ・11 ・1
新				室戸市吉 良川町乙 2991	
旧	槇野章後援会 (山田 隆三)	異動なし	池田 留 馬	異動なし	平29 ・11 ・23
新			槇野 章		

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年12月19日

高知県公営企業局長 井奥 和男

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

平成30年4月1日午前零時から平成31年3月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1
高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成29年12月19日（火）から平成30年1月4日（木）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成29年12月19日午前9時から平成30年1月4日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年1月30日（火）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年1月29日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目1番19号 高知県職員能力開発センター 2階203

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年1月4日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年1月4日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Hata Kenmin Hospital

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 4 January 2018

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 30 January 2018

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 29 January 2018

(5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan
Tel: 088-821-4634

(6) Others: As in the tender documentation